

(案)

令和元年度四国のみちポータルサイト制作委託業務契約書

四国のみちポータルサイト制作運用協議会（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（委託事業の内容）

第1条 発注者は、令和元年度四国のみちポータルサイト制作委託業務（以下「委託事業」という。）を別添実施設計書及び令和元年四国のみちポータルサイト制作委託業務仕様書（以下「設計図書」という。）により受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

2 受注者は、前項の設計図書に定めのない細事項については、発注者の指示を受けるものとする。

（委託料）

第2条 発注者は、受注者に対し、委託料として、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）を支払う。

（委託の期間）

第3条 受注者は、契約締結の日から令和2年3月20日までの間に委託事業を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 受託者は、この契約の締結と同時に、委託料の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第154条の規定により契約保証金を免除した場合は適用しない。

（権利義務等の譲渡等の禁止）

第5条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 受注者は、委託事業の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けた場合は、この限りでない。

（監督員）

第7条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示

(2) この約款及び設計図書記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の監督

（管理技術者）

第8条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を

発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(委託契約の変更)

第9条 発注者は、必要がある場合には、委託事業の内容を変更し、又は、委託事業を一時中止させることができる。この場合において、委託契約の変更を伴う場合は、発注者と受注者とが協議の上これを行うものとする。

(委託期間の延長)

第10条 受注者は、天災等その責めに帰することができない事由により、受託期間内に事業を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して、遅滞なくその事由を付して受託期間の延長を請求することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議の上これを定める。

(事業計画書の提出)

第11条 受注者は、契約締結後速やかに事業計画書(様式第4号)を提出し、発注者の承認を受けるものとする。

(事業計画書の変更)

第12条 受注者は、事業内容の変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更計画書(様式第5号)を提出し、発注者の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(調査等)

第13条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託事業の実施状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(業務完了報告及び完了検査)

第14条 受注者は、委託事業を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書(様式第6号)を提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に委託事業の完了について検査を行うものとする。
- 3 前項の検査の結果、不合格となり、委託事業の成果について補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了を届け出て、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第15条 受注者は、前条第2項の検査終了後、委託料の支払を委託料精算払請求書(様式第7号)により請求するものとし、発注者は、請求書を受理した日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

(前金払)

第16条 受注者は発注者に対し、業務委託料の10分の3以内の前金払を委託料前金払請求書(様式第8号)により請求することができる。ただし、その額は受注者の申請に基づき、発注者が決定する。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に前払金を

支払わなければならない。

- 3 委託内容の変更その他の事由により委託料が減額した場合において、受領済の前払金額（以下「前払金額」という。）が減額後の委託料を超えるときは、乙は、その減額があった日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 4 受注者が前項に規定する期間内に前払金の超過額を返還しないときは、発注者は受注者に対してその未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、同項の返還期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
- 5 受注者は、前払金を頭書委託業務の施行に必要な人件費、旅費、材料費、その他発注者が必要と認めた経費以外の支払に充当してはならない。
- 6 発注者は、受注者が前項の規定に違反したときは、受注者に対して発注者の指定した期間内に、前払金額に利息を付して返還することを請求することができる。この場合において利息は、前払金支払の日から返還の日までを遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率の割合で計算した額とする。

（契約の解除）

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
 - (2) 委託事業を遂行することが困難であるとき。
 - (3) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、発注者が行う検査の実施に当たり発注者の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
 - (4) 前3号のほか、受注者がこの契約に基づく義務を履行しないとき。
 - (5) 受注者又は受注者の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、発注者は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は、既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を受注者に請求することができる。

（損害賠償）

第18条 受注者は、その責めに帰すべき理由により、委託事業の実施に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（関係書類の整備及び保管）

第19条 受注者は、委託事業に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

- 2 受注者は、委託事業の関係書類を委託事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（秘密の保持）

第20条 受注者は、委託事業の処理上知りえた秘密を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

- 2 前項の規定は、この契約の満了又は解除後も効力を有する。

（個人情報の保護）

第21条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第 22 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年 5 パーセントの割合で計算して得た額の利息を付した額と、発注者の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足のあるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 5 パーセントの割合で計算して得た額の延滞金を徴収する。

(契約外の事項)

第 23 条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自 1 通を所持するものとする。

年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
発注者
四国のみちポータルサイト
製作運用協議会 幹事 山中 美幸

受注者

令和元年度四国のみちポータルサイト製作委託業務 変更契約書

上記の事業について、発注者 と受注者
とは、 年 月 日付けで締結した令和元年度四国のみちポータルサイト製作委託業務について、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条文によって公正な変更契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 委託料を 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）増額（減額）する。

第2条 令和元年度四国のみちポータルサイト製作委託業務契約書に添付の仕様書を別紙のとおり改める。

第3条 委託期間を次のように改める
年 月 日から
年 月 日まで

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

年 月 日

発注者 住 所
氏 名

受注者 住 所
氏 名

注1 変更事項のない条の規定を削除し、以下繰り上げて使用する。

様式第2号（契約書第9条、第10条関係）

第 号
年 月 日

（受注者又は発注者）

様

（受注者又は発注者） 印

委託料
委託期間 の変更について（協議）

年 月 日契約を締結した下記1の事業について、下記2のとおり 委託料
委託期間

を変更したいので、委託契約書の規定により協議します。

記

- 1 委託業務名
令和元年度四国のみちポータルサイト制作委託業務
- 2 変更内容

- 注1 用紙の大きさは日本工業規格A版とする。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
 - 3 記の2「変更内容」については、現行と変更後を対比して記載するとともに、必要に応じて、算定、積算の根拠となった資料を添付すること。

様式第3号（契約書第9条、第10条関係）

第 号
年 月 日

（受注者又は発注者）

様

（受注者又は発注者） 印

委託料
委託期間 の変更について（回答）

年 月 日付け（第 号）で協議のあったこのことについては、下記のとおり承諾します。

記

- 1 委託業務名
令和元年度四国のみちポータルサイト制作委託業務
- 2 変更内容

- 注1 用紙の大きさは日本工業規格A版とする。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
 - 3 記の2「変更内容」については、現行と変更後を対比して記載するとともに、必要に応じて、算定、積算の根拠となった資料を添付すること。

四国のみちポータルサイト製作運用協議会
幹事 山中美幸 様

（受注者）
住 所
法 人 名
代表者職氏名

令和元年度四国のみちポータルサイト製作委託業務事業計画書

年 月 日付けで契約を締結した令和元年度四国のみちポータルサイト製作委託業務について、委託契約書第11条の規定に基づき、事業計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施予定期間
- 3 収支予算書
- 4 その他

様式第5号（第12条関係）

年 月 日

四国のみちポータルサイト製作運用協議会
幹事 山中 美幸 様

（受注者）
住 所
法 人 名
代表者職氏名

令和元年度四国のみちポータルサイト製作委託業務事業変更計画書

年 月 日付け 第 号で承認のあった令和元年度四国のみちポータル
サイト製作委託業務を下記のとおり変更したいので、委託契約書第12条の規定に基づき、
その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容（変更前と変更後がわかるように記載のこと。）
- 3 その他

様式第6号（第14条関係）

年 月 日

四国のみちポータルサイト製作運用協議会
幹事 山中 美幸 様

（受注者）

住 所
法 人 名
代表者職氏名

令和元年度四国のみちポータルサイト製作委託業務
完了報告書

年 月 日付けで契約を締結した令和元年度四国のみちポータルサイト製作委託業務について、委託契約書第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 業務の内容
- 2 業務の実施期間
- 3 業務の実績（効果）
- 4 収支決算書
- 5 その他

様式第7号（第15条関係）

令和元年度四国のみちポータルサイト制作委託業務
委託料精算払請求書

年 月 日

四国のみちポータルサイト制作運用協議会
幹事 山中 美幸 様

（受注者）

住 所
法 人 名
代表者職氏名

年 月 日付けで契約を締結した令和元年度四国のみちポータルサイト制作委託業務に係る委託料について、委託契約書第15条の規定により、下記のとおり請求いたします。

記

一金

円也

内訳	委託料	金	円也
	前金払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也

様式第8号（第16条関係）

令和元年度四国のみちポータルサイト制作委託業務
委託料前金払請求書

年 月 日

四国のみちポータルサイト制作運用協議会
幹事 山中 美幸 様

（受注者）

住 所
法 人 名
代表者職氏名

年 月 日付けで契約を締結した令和元年度四国のみちポータルサイト制作委託業務委託料について、委託契約書第16条の規定により、下記のとおり請求いたします。

記

一金

円也

内訳	委託料	金	円也
	前金払受領済額	金	円也
	残額	金	円也